

様式第2（第2条、第6条関係）

事業者の定める算定方法一覧表

大阪ガス株式会社

収益・費用の項目	算定方法	算定方法を定める理由
一般管理費の一部	機能別金額比で配賦する際の配賦対象を従量費用を除く機能別金額とする。	固定費の一部である一般管理費をその実態に応じて固定的に回収する観点から、機能別金額比により配賦することとなっている「客観的かつ合理的な基準を設定できない一般管理費」の配賦対象を、従量費用を除く機能別の各項目とする。
LNG貯蔵費用	LNG貯蔵費用を緊急貯蔵対応分と季節貯蔵対応分に区分し、各々の配分基準を年間ガス販売量比と季節変動量比と設定する。	LNG貯蔵設備は、緊急時に備えて年間のLNG使用量の一定割合を常に貯蔵しておく部分（緊急貯蔵）と、LNGを最大需要期の需要に対応するために貯蔵しておく部分（季節貯蔵）で構成されている。これら性格の異なるLNG貯蔵機能をその性格に応じて部門間で配分することとし、具体的には、緊急貯蔵対応分を年間ガス販売量比、季節貯蔵対応分を季節変動量比（ピーク期ガス販売量÷年間ガス販売量÷3（ただし、係数がゼロを下回る場合にはゼロとする））で配分することとする。
供販電力料、供販水道料、供販使用ガス費、供販消耗品費の一部、供販通信費、供販賃借料の一部、供販委託作業費の一部、供販試験研究費の一部および供販教育費	左記の費用の機能別配賦は、関係会社でガス事業に係る業務に従事する出向社員等を含めた人員比による。	当社では従前は当社社員が実施していたガス事業に係る業務の一部を関係会社に移管し、現在は当該関係会社の出向社員等が実施している。これらの出向社員等に起因する特定の費用（左記）については、その発生の原因に応じた適正な配賦を行う観点から、出向社員等を含めた人員の比によって機能別配賦を行うこととする。

収益・費用の項目	算定方法	算定方法を定める理由
事業税	事業税の部門別配賦はガス売上高に託送供給収益を加えた売上高比とする。	事業税は、ガス売上高および託送供給収益を主な課税標準として算定し、計上しているため、その発生の原因に応じた適正な配賦を行う観点から、ガス売上高に託送供給収益を加えた売上高の比によって部門別配賦を行うこととする。